間伐材搬出促進事業の継続を求める意見書

森林は、古来、県民生活と深くかかわってきた。木材の生産はもとより、災害の防止、良質な水の安定的な供給などを通じて、安全で豊かな生活が築かれ、多くの県民にとって原風景や信仰の対象となることで精神活動も支えられてきた。

また、私達が生活していくことのできる環境を守る上で、重要な役割を果たしている。

特に近年では、地球温暖化の主たる要因である二酸化炭素の吸収源として重要な役割が期待されている。

地球温暖化対策については、京都議定書に定める我が国の温室効果ガス削減目標6%のうち、3.9%を森林による吸収量で確保することとしており、削減約束の達成には森林の健全な育成が不可欠なものとなっている。

しかしながら、森林整備を担う林業は、木材価格の低迷等により採算性が大幅 に悪化している。

この結果、県内の森林は放置林が目立ち、間伐などの未実施は森林の持つ多面的な機能を大幅に減退してきた。

このため鳥取県では、この間伐促進対策として平成14年度より「間伐材搬出促進事業」が実施され、一定の成果を挙げてきた。

しかしながら、「間伐材搬出促進事業」は平成19年度以降の実施が未定であり、 当事業を継続実施することが、林業の活性化を促し、山村地域の振興と森林の持 つ多面的な機能の維持につながるものである。

よって、鳥取県においては、森林整備の推進と山村地域の活性化を図るため、平成18年度で終了予定の「間伐材搬出促進事業」を平成19年度以降も継続して実施し、森林の機能保全を図られことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月28日

鳥取市議会議長 上杉栄一

島 取 県 知 事 様